十五等級
十六等級
十七等級
十八等級
十九等級
二十等級
二十一等級
二十二等級
二十三等級
二十四等級
二十五等級
二十六等級
二十七等級
二十八等級
二十九等級
三十等級
三十一等級

百分の百二十
百分の百二十五
百分の百三十
百分の百三十五
百分の百四十
百分の百四十五
百分の百五十
百分の百五十五
百分の百六十
百分の百六十五
百分の百七十
百分の百七十五
百分の百八十
百分の百八十五
百分の百九十
百分の百九十五
百分の二百

九　法第九十三条第一項第一号、第三号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第四号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第六号又は第七号（これらの規定を法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。第三項第四号において同じ。）に掲げる場合において、漁業共済組合が共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れ又は免れることが確実であると認められるときの前号の規定の適用については、漁業共済組合から支払を受け又は受けることが確実であると認められるものとみなす。

十　法第百十三条の二第一項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の当初契約（以下「当初契約」という。）及び継続契約（以下「継続契約」という。）の基準共済掛金率は、表に掲げる率（第四号から第八号までに該当する場合にあっては、それぞれ第四号から第八号によって得た率）にそれぞれ百分の九十及び百分の八十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。ただし、当初契約に係る漁業単位の全部又は一部につき当該当初契約の共済責任期間の開始日前三年間の各年にその共済責任期間の終了する日が含まれる継続契約が締結されていた場合（当該三年間のうちに規則第四十九条ただし書第二号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、当該三年間に三回その共済責任期間の終了する日が含まれる継続契約が締結されていた場合）であって、かつ、当該継続契約のいずれもが効力を失わず又は解除されなかったとき（解除され、当該解除が法第九十一条第四項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に該当するものであるときを含む。）における当該当初契約の基準共済掛金率については、表に掲げる率（同表備考第四号から第八号までによって得た率）に百分の八十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

2　漁獲・特定養殖共済のうち塡補方式が地震等比例塡補付約定限度内塡補方式である共済契約に係るもの（第四項に規定するものを除く。）の法第百十二条第二項の基準共済掛金率は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一　当該方式で定める割合が百分の三十の場合　前項の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内塡補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考第四号から第八号まで又は第十号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第四号から第八号まで又は第十号の規定によって得た率）に百分の十を加えて得た率

二　当該方式で定める割合が百分の二十の場合　前項の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内塡補方式の欄の中欄に掲げる率（同表備考第四号から第八号まで又は第十号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第四号から第八号まで又は第十号の規定によって得た率）に百分の十一を加えて得た率

三　当該方式で定める割合が百分の十の場合　前項の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内塡補方式の欄の下欄に掲げる率（同表備考第四号から第八号まで又は第十号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第四号から第八号まで又は第十号の規定によって得た率）に百分の十二を加えて得た率

3　漁獲・特定養殖共済のうち法第百十三条の三に規定する包括継続申込特約がある共済契約に係るものの法第百十二条第二項の基準共済掛金率（次項に規定するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる漁業の種類に応じ塡補方式によりそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

漁業の種類	塡補方式				
	全事故比例塡補方式	約定限度内塡補方式			地震等限定塡補方式
		方式で定める割合が三〇％の場合	方式で定める割合が二〇％の場合	方式で定める割合が一〇％の場合	
けた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業（その区域が北海道の地先水面であるものに限る。）	一一・〇三％	七・三五％	五・六八％	三・五五％	〇・一〇％